

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培米

節減対象農薬：十日町地域比(旧中里村) 6 割減
 化学肥料(窒素成分)：十日町地域比(旧中里村) 7 割減

栽培責任者 魚沼農業協同組合 中里営農センター
 住所 新潟県十日町市上山己3100-1
 連絡先 025-763-2525

確認責任者 魚沼農業協同組合 川西営農センター
 住所 新潟県十日町市上野甲193
 連絡先 025-768-3322

節減対象農薬の使用状況

使用資材名	用途	使用回数
フルピリミン	殺虫	1回
プロベナゾール	殺菌	1回
トリアファモン	除草	1回
フェンキナトリオン	除草	1回
ピリミスルファン	除草	1回
ジノテフラン	殺虫	1回

新潟県認証特別栽培農産物

節減対象農薬の使用回数(成分回数)

6回	・一般的な栽培	19回
	・県認証基準	9回以下

化学肥料の使用量(窒素成分)

2.981kg/10a	・一般的な栽培	10.0kg/10a
	・県認証基準	5.0kg以下/10a

※ 栽培責任者、確認責任者、農薬等資材使用状況は上記ガイドライン表示のとおり

県認証番号

J24075

新潟県ホームページ <http://www.niigata-ninshou.jp/>